

食品中の汚染物質に係る規格基準設定の考え方

1. 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会における決定事項（要約）

（平成20年7月8日開催）

【趣旨】

食品中の汚染物質低減対策については、国内に流通する食品（国産品、輸入品の別を問わない）中の汚染物質の汚染実態及び暴露状況等を調査の上、規制が必要なものについて食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号。以下「規格基準」という。）が設定されている。

【基本的な考え方】

我が国の食品中の汚染物質の規格基準の設定にあたっては、食品の国際規格を作成しているコーデックス委員会で規格が定められている食品については、我が国でも規格基準の設定を検討することとし、コーデックス規格を採用する。その際、国内に流通する食品中の汚染物質の汚染実態及び国民の食品摂取量等を踏まえ検討を行うが、それを採用することが困難である場合等は、以下の取り扱いとする。

- 一 我が国の食料生産の実態等からコーデックス規格を採用することが困難な場合は、関係者に対し汚染物質の低減対策に係る技術開発の推進等について要請を行うとともに、必要に応じて、関係者と連携し、ALARA（注）の原則に基づく適切な基準値又はガイドライン値等の設定を行うこととする。
- 一 国内に流通する食品中の汚染物質の汚染実態及び国民の食品摂取量等を踏まえると直ちに規格基準の設定が必要でないと判断される場合は、将来にわたって、適宜見直しの検討を行うこととする。

（注）「合理的に達成可能な範囲でできる限り低くする（ALARAの原則：As low as reasonably achievable）」との考え方。コーデックス委員会の食品汚染物質部会（CCCF）において、食品中の汚染物質の最大基準値設定の際に用いられている。

実際の食品の基準値設定の考え方

2. 一般食品の占有率を 50%とした理由等

- 食品衛生法の基準値の設定にあたっては、すべての国民の暴露量が摂取許容量を下回るように、基準値上限の汚染濃度の食品を摂取し続けた場合の暴露量を評価した上で、基準値を設定することを原則としている。
- また、食品の基準値設定は、通常、流通する食品のすべてが汚染されているという想定のもとに策定しており、コーデックス委員会でも、流通するすべてが汚染されているという想定で国際規格を策定されている。
 - ・例えば、残留農薬については、国内では農薬取締法の登録がなく、その農薬が使われない場合であっても、国産・輸入の別なく対象作物のすべてに農薬の残留があると仮定し、ADI（許容一日摂取量）の範囲内に収まるように基準値を設定している。
- コーデックス委員会でも、放射性物質に関するガイドラインだけは占有率という考え方が取り入れられている。
 - ・コーデックスでは汚染地域からの食品の占有率を 10%と置いている。ただし、この 10%という値は、牛乳など産地の多様性が限られる食品を多く食べる乳児などについては、適用できない可能性があるとしている。
 - ・また、各国政府は、ガイドライン値の 10%という前提が自国の食品の流通実態と当てはまらないと考えられる場合には、自国内でのみ適用する異なった値を採用することを認めている。
- 放射性物質の新基準値案で「一般食品」は、我が国の食糧自給率（2010年度はカロリーベースで 39%、2015年度までに 45%を目標）等との関係から、輸入割合を約 50%と設定し、流通する食品の半分が汚染されている想定で策定されている。
- なお、放射性物質の新基準値案で「乳児用食品」及び「牛乳」は、国産品でほぼ占められていること等から、流通する食品のすべてが汚染されているという考え方を採用している。